

令和2年第5回吉岡町議会臨時会会議録第1号

令和2年11月27日（金曜日）

議事日程 第1号

令和2年11月27日（金曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第85号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第 4 議案第86号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第 5 議案第87号 令和2年度吉岡町一般会計補正予算（第6号）
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第 6 議案第88号 令和2年度吉岡町水道事業会計補正予算（第2号）
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第 7 議案第89号 令和2年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第2号）
(提案・質疑・討論・表決)
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13人）

1番	小林 静 弥 君	2番	富岡 栄 一 君
3番	飯塚 憲 治 君	4番	廣嶋 隆 君
5番	富岡 大 志 君	6番	金谷 康 弘 君
8番	村越 哲 夫 君	9番	坂田 一 広 君
10番	飯島 衛 君	11番	岩崎 信 幸 君
12番	平形 薫 君	13番	小池 春 雄 君
14番	山畑 祐 男 君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	柴崎 徳一郎 君	副 町 長	野村 幸 孝 君
教 育 長	山口 和 良 君	総 務 課 長	高田 栄 二 君
企画財政課長	高橋 淳 巳 君	住 民 課 長	中島 繁 君
健康子育て課長	米沢 弘 幸 君	介護福祉課長	寺島 悦 子 君
産業観光課長	岸 一 憲 君	建 設 課 長	大澤 正 弘 君
税務会計課長	中澤 礼 子 君	上下水道課長	笹沢 邦 男 君
教育委員会事務局長	小林 康 弘 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長 福 島 良 一 主 事 田 中 美 帆

開会・開議

午前9時30分開会・開議

議長（山畑祐男君） ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達していますので、令和2年第5回吉岡町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

町長挨拶

議長（山畑祐男君） 町長より発言の申入れがありましたので、これを許可いたします。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 皆さん、おはようございます。

令和2年第5回吉岡町議会臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、臨時会が議員各位の出席の下開会できますことに心から感謝を申し上げます。

本日、臨時会が12月定例会を間近に控えて慌ただしい時期になりましたが、臨時会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

さて、本臨時会では、吉岡町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に伴う議案5件を上程させていただきました。何とぞ慎重審議の上可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。開会に当たりましての挨拶にさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

諸般の報告

議長（山畑祐男君） これより諸般の報告をいたします。

お手元に配付してある書面のとおりです。それをもって諸般の報告といたします。

これから議事日程（第1号）により会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（山畑祐男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、吉岡町議会会議規則第119条の規定により、議長において3番飯塚憲治議員、4番廣嶋隆議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（山畑祐男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日限りといたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。よって会期は本日1日限りと決定いたします。

なお、会期日程は配付の表のとおりでございます。

日程第3 議案第85号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議長（山畑祐男君） 日程第3、議案第85号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第85号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、令和2年の人事院勧告、県人事委員会勧告等に鑑み、再任用職員を除く一般職及び特別職の期末手当の支給月数を0.05か月分引き下げのため、所要の改正を行うものであります。

その他詳細につきましては総務課長に説明をさせますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

まず、令和2年人事院勧告の内容でございますが、月例給につきましては、民間給与を0.04%上回っているものの官民給与の格差は小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、7年ぶりの据置勧告となっております。

特別給、ボーナスにつきましては、民間の支給割合4.46か月分との均衡を図るため、現行の4.5か月分を0.05か月分引き下げまして4.45か月分とし、本年度については12月分の期末手当から差し引き、令和3年度以降につきましては6月分及び12月分の期末手当が均等になるよう支給月額を定めることとされております。

本条例案は、当該勧告を鑑みまして、再任用職員を除く一般職及び特別職の期末手当を0.05か月分引き下げのため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、吉岡町職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条による改正）をご覧ください。

第22条第2項の改正は、再任用職員、会計年度任用職員及び特定任期付職員を除く一

般職の職員の令和2年12月分の期末手当の支給率の改正を行うもので、特定幹部職員については12月分の支給率を「100分の110」から「100分の105」に、年間支給率を「100分の220」から「100分の215」に引き下げるとともに、特定幹部職員以外の職員については12月分の支給率を「100分の130」から「100分の125」に、年間支給率を「100分の260」から「100分の255」に引き下げるものでございます。

第22条第3項の改正は、第2項の改正に伴う読替規定の技術的改正となっております。

次に、吉岡町職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条による改正）をご覧ください。

第22条第2項の改正は、再任用職員、会計年度任用職員及び特定任期付職員を除く一般職の職員について、令和3年度以降の6月分及び12月分の期末手当の支給率が均等となるよう改正するもので、特定幹部職員の6月分及び12月分の支給率をそれぞれ「100分の107.5」とし、年間支給率を「100分の215」とするとともに、特定幹部職員以外の職員の6月分及び12月分の支給率をそれぞれ「100分の127.5」とし、年間支給率を「100分の255」とするものでございます。

第22条第3項の改正は、第2項の改正に伴う読替規定の技術的改正となっております。

次に、吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表（第3条による改正）をご覧ください。

第10条第2項の改正は、常勤職員に倣いフルタイム会計年度任用職員の令和2年12月分の期末手当の支給率を「100分の130」から「100分の125」に引き下げ、年間支給率を「100分の260」から「100分の255」に引き下げるものでございます。

なお、パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給率は、条例第18条の規定により、フルタイム会計年度任用職員の規定を準用することとされているため、本項の改正によりフルタイム会計年度任用職員と同様に引下げとなります。

附則第2条の改正は、第10条第2項の改正に伴う読替規定の技術的改正となっております。

またページをはぐっていただきまして、次に、吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の新旧対照表（第4条による改正）をご覧ください。

第10条第2項の改正は、会計年度任用職員の令和3年度以降の6月分及び12月分の期末手当の支給率が均等となるように改正するもので、6月分及び12月分の期末手当の支給率をそれぞれ「100分の127.5」とし、年間支給率を「100分の255」と

するものでございます。

附則第2条の改正は、第10条第2項の改正に伴う読替規定の技術的改正となっております。

なお、会計年度任用職員の期末手当の支給率につきましては、令和2年度は100分の65、令和3年度は100分の97.5、令和4年度は常勤職員と同様の100分の130と段階的に引き上げる経過措置が設けられてございますが、今回の改正では、当該経過措置が財政上の理由等によるものであることから、経過措置期間である令和2年度及び3年度の支給率の引下げは行わず、制度完成後の令和4年度以降の支給率を常勤職員と同様に0.05か月分引き下げることとしております。

ページをはぐっていただきまして、次に、吉岡町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例新旧対照表（第5条による改正）をご覧ください。

第10条第2項の改正は、特定任期付職員の令和2年12月分の期末手当の支給率を「100分の170」から「100分の165」に引き下げ、年間支給率を「100分の340」から「100分の335」に引き下げるものでございます。

ページをはぐっていただきまして、次に、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例新旧対照表（第6条による改正）をご覧ください。

第10条第2項の改正は、特定任期付職員の令和3年度以降の6月分及び12月分の期末手当の支給率が均等となるよう改正するもので、6月分及び12月分の期末手当の支給率をそれぞれ「100分の167.5」とし、年間支給率を「100分の335」とするものです。

次に、特別職の給与及び旅費支給条例新旧対照表（第7条による改正）をご覧ください。

ページをはぐっていただきまして、第4条第2項の改正は、町長・副町長・教育長の令和2年12月分の期末手当の支給率を「100分の225」から「100分の220」に引き下げ、年間支給率を「100分の450」から「100分の445」に引き下げるものでございます。

次に、ページをまたはぐっていただきまして、特別職の給与及び旅費支給条例新旧対照表（第8条による改正）をご覧ください。

第4条第2項の改正は、町長・副町長・教育長の令和3年度以降の6月分及び12月分の期末手当の支給率が均等となるよう改正するもので、6月分及び12月分の期末手当の支給率を「100分の222.5」とし、年間支給率を「100分の445」とするものでございます。

議案書のほうにお戻りください。一番最後になります。

1ページから2ページにまたいでございますが、附則をご覧ください。

本条例の施行日は、本年12月分の支給率の改正を行う第1条、第3条、第5条、第7条による改正を公布日、令和3年度以降の支給率の改正を行う第2条、第4条、第6条及び第8条による改正を令和3年4月1日とするものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） まずは、今回0.05%の人勧による引下げということなんですけれども、確認しておかなくちゃならないのは、このコロナ禍の中では民間の賃金が下がっているから公務員もという話なんですけれども、そもそもベースとなる考え方として、吉岡町のラスパイレース指数がどうであるか。全国平均あるいは県内平均から見て高いのであれば、それはそういうことも考えられるかもしれませんが、それが平均よりも低いのだという、そのベースが低いんだったら、それで下げるとするのはまた変な話なんですよね。全くその均衡が取れないわけですから、その辺がまずはどうかということの確認をしたいと思います。できれば数字をもって、吉岡町の職員の賃金の平均、それぞれ見方ということも違うかもしれませんが、大体号給で賃金ってそれぞれの市町村で決めていますから、平均を見て吉岡町はどうなのかということも数字をもってまずは示していただけませんか。

議長（山畑祐男君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 平均の数字につきましては、こちらただいま持ち合わせがございませんので、今はちょっとお答えできないんですけれども。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） というのは、先ほど言いましたけれども、吉岡町の職員の賃金が高いのであれば、それは0.05%下げることに別に問題はないでしょう。しかし、もともとのベースというのが吉岡町の給与が全国的に県内から比べて低いんだってということになれば、低いところからまた下げられちゃうわけですから、一番問題なのは、全国でラスパイレース指数に基づいて大体はぼ高くもなく低くもなく、あるいはちょっと高いんだよというのであれば、下げることもそれはそうかもしれませんがという議論になりますけれども、そこが低いんですよといったら、それを下げる必要があるかどうかという、平均がね。吉岡町が高いか低いか、そのところがだからその数字がないと、吉岡町が今賃金が低いんです、高いんですと言えないじゃないですか。そのことが理解できると、人勧のとおりじゃ吉岡町も世間並みに下げようじゃないかという議論になると思うんですよ。

だから、基になる数字がないと、私たちもちょっと判断がしにくい。極端に言うと、安いところへ持ってきてもっと下げる必要があるのかと。そうじゃなくても賃金が低いんだから、何とか考えてやろうじゃないかということになるのではないかと思うんですよね。

それともう1点確認をしておきますけれども、仮にこの人勸に従わなかった場合というのは、何かのペナルティーがあるのかどうかということも併せて確認をしておきたいし、できれば先ほどの質問では、私たちが判断する中である程度の数字がないと、これに賛成していいものか、反対していいものか、ちょっと理解しにくいものですから、ぜひその辺を提示していただければと思いますけれども、その2点について再度お尋ねいたします。

議長（山畑祐男君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 数字等につきましては、当然積算されたものがございますので、すぐにお出しできるものでございます。また、著しく低いかどうかということにつきましては、そういうふうな捉え方はしてございません。したがって、県の勧告等を遵守した結果で今の段階では条例の改正のほうを提案させていただいている段階でございます。

議長（山畑祐男君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） ペナルティーについてなんですけれども、当然、表立ってペナルティーという言葉は、勧告でございますし、また、いろいろな指導等もございますけれども、技術的助言の範囲内ということで行っているという認識であります。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） いや、ちょっと質問に対して回答が十分に私は得られていないと思っているんですよね。最初の質問の回答の範囲なんですけれども、そうであると思うというのは、やはりその数字をもって、「平均がこうですから、吉岡町はこうですから、だからこうなんです」という、これは数字代わりじゃないんですよ。ただの思いじゃなくて。そうすると、なかなか判断が鈍る。

そして、もう1点指摘しておきたいのは、コロナ禍によって全体の景気が悪くなっていますよと。そして、国でも様々な施策を打って、景気低迷を起こさないようにとということでいろいろな施策を打っているわけですよね。吉岡町でもやっていますけれども、そのことというのは、働く人たちの賃金がどんどん、この景気が悪いからといって、また、公務員の賃金にしても下がっていくと、景気はどんどん低迷していきますから、だから今のこの状況をかえって悪くしていったらうんじゃないかと。やはりよくしていくには、賃金を抑えるんじゃなくて、少なくとも現状維持にしておいて、みんなしてお金を使わなくなれ

ば、景気というのはどんどんコロナをもとにして景気は悪くなっていくわけですよ。そういう考え方に立てば、人勸がそう言ったからといって、まずはそれは本当にこの町にとってそのことがどうか。町の景気全体、皆さんのだって賃金が下がれば消費は落ちるわけですから、間違いなく。その視点というのはやはり考えなければならない問題だというふうに私は思いますよ。

それと、この条例の中には、8条まででしたかありましたけれども、それぞれのフルタイムの職員であるとか、みんなおりますけれども、それとフルタイムの、ここにあるのはフルタイムですね。フルタイムの人って、正職員と比べるとちょっと下がりますけれども、そうじゃなくても賃金の低いところへもってきて、それもまた同じように減らすという話なんですけれども、果たしてそのことがどうか。やはり一定の部分までは賃金を得ている人はいいんです——いいというわけじゃないんですけれども、それ以上にもともといわゆるフルタイム、正社員じゃない人ですよ。正規の職員じゃない人、そういうところまで減らしちゃうと、もともと少ないところがまた少なくなると、減るということがあるものですから、私は考えものではないかというふうに思いますけれども、そういうもともと賃金の少ない職員に対しても減らすという考えなんですけれども、そこについての町の考えはどうなんでしょうかね。

議長（山畑祐男君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 会計年度任用職員の期末手当の支給率なんですけれども、先ほどのご説明の中でも申し上げさせていただきましたが、本来、職員と同様の支給率ということなんですけれども、町の財政的な激変緩和ということで、政府のほうで指導の中で認められている範囲で今年度につきましては100分の65ということで、本来の100分の130をお支払いしておりませんので、今回は同じように経過措置で令和2年度、3年度について引下げを行っていますので、令和2年度単年度のこちらの引下げについては行わないという考えでございます。制度が完成いたしましたして正規の職員と同様の率で支給されることになった場合につきましては、同様の扱いとさせていただくということで考えてございます。

また、ラスパイレス指数について大変お待たせして申し訳ございませんでした。ただいまの吉岡町のラスパイレス指数は98.5ということになっておりまして、全国の平均市町村の率で申し上げますと96.3ということで、若干高い状態となっております。いずれも平成31年7月1日のデータということで申し上げます。以上です。

議長（山畑祐男君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第85号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決めます。これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。これより起立によって採決を行います。

議案第85号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第86号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議長（山畑祐男君） 日程第4、議案第86号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。柴崎町長より提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第86号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、令和2年の人事院勧告、県人事委員会勧告等に鑑み、一般職員に準じて議員の期末手当を0.05か月分引き下げるため、所要の改正を行うものであります。

その他詳細につきましては総務課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（第1条による改正）をご覧ください。

第6条第1項の改正は、字句の修正を行うものでございます。

第6条第2項の改正は、令和2年12月分の期末手当の支給率を「100分の225」から「100分の220」に引き下げ、年間支給率を「100分の450」から「100分の445」に引き下げるものでございます。

次に、ページをはぐっていただきまして、吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（第2条による改正）をご覧ください。

第6条第2項の改正は、令和3年度以降の6月分及び12月分の期末手当の支給率が均等となるよう改正するもので、6月分及び12月分の期末手当の支給率をそれぞれ「100分の222.5」とし、年間支給率を「100分の445」とするものでございます。

議案書にお戻りください。

附則をご覧くださいと思います。

本条例の施行日は、本年12月分の支給率の改正を行う第1条による改正を公布日、令和3年度以降の支給率の改正を行う第2条による改正を令和3年4月1日とするものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第86号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

議案第86号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第87号 令和2年度吉岡町一般会計補正予算（第6号）

議長（山畑祐男君） 日程第5、議案第87号 令和2年度吉岡町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第87号 令和2年度吉岡町一般会計補正予算（第6号）について提案理由の説明を申し上げます。

本補正は、人事院勧告等に基づき期末手当の引下げを実施するものでございます。

先ほどご可決いただきました議案第85号及び議案第86号のそれぞれの条例改正に関連する補正となり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ244万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億3,006万7,000円とするものであります。

その他詳細につきましては企画財政課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） それでは、議案第87号 令和2年度吉岡町一般会計補正予算（第6号）の議案書1ページをご覧ください。

第1条第1項の歳入歳出予算の補正額につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表・歳入歳出予算補正」によるということで、こちらにつきましては2ページから6ページとなります。

それでは、まず、3ページ下段をご覧ください。

歳入でございますが、19款繰入金2項基金繰入金で、財政調整基金からの繰入金を244万9,000円減額いたします。

次に、歳出となります。5ページをご覧ください。

上から、1款議会費では21万7,000円の減額、2款総務費では86万円の減額、3款民生費では38万1,000円の減額、4款衛生費では20万9,000円の減額、6款農林水産業費では14万6,000円の減額、7款商工費では6万2,000円の減額、8款土木費では22万8,000円の減額、次のページ、6ページに移りまして、1

0款教育費では34万6,000円の減額となり、一番下の歳出合計では、総額244万9,000円の減額となるものでございます。

なお、内容は全て、条例改正に伴い、一般職及び特別職並びに議員の期末手当とそれに伴う共済組合負担金の減額となっておりますので、次ページ以降の7ページから16ページの事項別明細書での説明は省略させていただきます。

議案書最後の17ページから19ページは、給与費明細書となっております。

なお、参考資料といたしまして、A4縦、9ページの説明資料を添付させていただきました。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第87号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

議案第87号 令和2年度吉岡町一般会計補正予算（第6号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第88号 令和2年度吉岡町水道事業会計補正予算（第2号）

議長（山畑祐男君） 日程第6、議案第88号 令和2年度吉岡町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第88号 令和2年度吉岡町水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

本予算については、給与改定に伴う補正となります。

収益的収入及び支出のうち、第1款水道事業費用第1項営業費用で、11万円の減額。

次に、資本的収入及び支出では、第1款資本的支出第1項建設改良費で、2万6,000円の減額をお願いし、資本的収入額が支出額に不足する額の補填財源についても改めさせていただくものであります。

その他詳細につきましては上下水道課長に説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 補足説明をさせていただきます。

議案書9ページをお願いいたします。

水道事業会計補正予算明細書にて説明をさせていただきます。

収益的収入及び支出のうち、1款水道事業費用1項1目配水及び給水費4万2,000円の減額、2目総係費6万8,000円の減額。

ともに給与改定に伴う期末手当・共済費、合計11万円の減額補正で、水道事業費用の総額を4億2,883万2,000円をお願いするものでございます。

次の資本的収入及び支出では、1款資本的支出1項1目配水設備工事費2万6,000円の減額。

これも給与改定に伴う補正で、資本的支出の総額を2億1,534万4,000円をお願いするものでございます。

なお、3ページ以降には、キャッシュフロー計算書及び給与費明細書等を添付しておりますので、お目通しをいただければと思います。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第88号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決めます。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

議案第88号 令和2年度吉岡町水道事業会計補正予算（第2号）を原案のとおり決定
することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第89号 令和2年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第2号）

議 長（山畑祐男君） 日程第7、議案第89号 令和2年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第
2号）を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第89号 令和2年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第2号）に
ついて提案理由の説明を申し上げます。

本予算については、給与改定に伴う補正となります。

収益的収入及び支出のうち、第1款公共下水道事業費用で、6万5,000円の減額、
第2款農業集落排水事業費用で、2万4,000円の減額をお願いするものでございます。

また、資本的収入及び支出では、第1款公共下水道事業資本的支出で、1万3,000
円の減額をお願いし、資本的収入額が支出額に不足する額の補填財源についても改めさせ
ていただくものであります。

その他詳細につきましては上下水道課長に説明させますので、ご審議の上、可決いた
だきますようお願い申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 補足説明をさせていただきます。

議案書9ページをお願いいたします。

下水道事業会計補正予算明細書にて説明をさせていただきます。

収益的収入及び支出のうち、1款公共下水道事業費用1項2目総係費6万5,000円

の減額。

給与改定に伴います期末手当及び共済費の減額補正で、公共下水道事業費用の総額を3億4,520万9,000円にお願いするものです。

次に、2款農業集落排水事業費用では、1項2目総係費2万4,000円の減額。

同じく給与改定に伴う減額補正で、農業集落排水事業費用の総額を2億218万2,000円にお願いするものです。

10ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出では、1款公共下水道事業資本的支出1項1目建設改良費1万3,000円の減額。

これも給与改定に伴う補正で、公共下水道事業資本的支出の総額を4億6,254万6,000円にお願いするものです。

なお、3ページ以降には、キャッシュフロー計算書及び給与費明細書等を添付しております。お目通しをいただきますようお願い申し上げます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第89号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

議案第89号 令和2年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第2号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

これで本日の会議を閉じますが、以上で、令和2年第5回吉岡町議会臨時会の日程を全

て終了しました。

町長挨拶

議長（山畑祐男君） 閉会の前に、町長の発言の申入れを許可いたします。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 第5回議会臨時会の閉会に当たり、一言挨拶を申し上げます。

議会臨時会の閉会に当たり、本日は、議案等5件を上程させていただきましたが、可決・承認いただき、大変ありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

議員皆様には十分ご自愛していただき、ますますのご活躍をご祈念申し上げまして、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

閉会

議長（山畑祐男君） 以上をもちまして、令和2年第5回吉岡町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時11分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

吉岡町議会議員 山 畑 祐 男

吉岡町議会議員 飯 塚 憲 治

吉岡町議会議員 廣 嶋 隆